(ｱ) 幼児が，興味をもって主体的に取り組み，成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

(ｲ) 個々の幼児が，発達の遅れている側面を補うために，発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

(ｳ) 幼児が意欲的に感じ取ろうとしたり，気が付いたり，表現したりすることができるような指導内容を取り上げること。

ｴ　幼児の学習状況や結果を適切に評価し，個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

ｵ　各領域におけるねらい及び内容と密接な関連を保つように指導内容の設定を工夫し，計画的，組織的に指導が行われるようにすること。

(3) 自立活動の時間を設けて指導する場合は，専門的な知識や技能を有する教師を中心として，全教師の協力の下に効果的に行われるようにすること。

(4) 幼児の障害の状態等により，必要に応じて，専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして，適切な指導ができるようにすること。

(5) 自立活動の指導の成果が就学先等でも生かされるように，個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとすること。

○文部科学省告示第七十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）の全部を次のように改正し、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、中学部については、平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成二十九年四月二十八日

文部科学大臣　松野　博一

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

目次

前文
第１章　総則
第１節　教育目標
第２節　小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割
第３節　教育課程の編成
第４節　教育課程の実施と学習評価
第５節　児童又は生徒の調和的な発達の支援
第６節　学校運営上の留意事項
第７節　道徳教育に関する配慮事項
第８節　重複障害者等に関する教育課程の取扱い
第２章　各教科
第１節　小学部
第１款　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校
第２款　知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校
第１　各教科の目標及び内容
〔生　活〕
〔国　語〕
〔算　数〕
〔音　楽〕
〔図画工作〕
〔体　育〕
第２　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い
第２節　中学部
第１款　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
第２款　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
第１　各教科の目標及び内容
〔国　語〕
〔社　会〕